

「葛飾区公契約条例」(素案)の区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の方針

【取扱いの凡例】◎:条例(案)に意見を反映する。○:条例(素案)に入っている。△:施策の推進に当たって参考にする。□:意見・要望としてお聞きする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の方針
1	全般	公契約条例が制定されることを嬉しく思います。 今後、労働条件等の記載も追加されていくことを期待しています。	◎	ご意見を踏まえ、基本理念に「適正な労働条件の確保」に係る規定を追加します。
2		シンプルで、又は柔軟な表現の多い条例だと思います。 労働条件等に踏み込んで議論が及んでいくのか分からないので、 今後につながる表現を盛り込んでほしいです。 (同様の意見が他に2件)		
3		公契約条例ができることによって、働く人の賃金を補償すれば、 区民が受けられるサービスの向上に結び付くと思います。 そのために、公契約条例をまず採用してもらいたいです。		
4	「基本理念」について	公契約条例(素案)が、まさに区の今後の姿勢を示す「第一歩」として歓迎します。 第3条(基本理念)に「従事者の適正な労働条件の確保」を規定してほしいです。		
5	「施策の基本方針」について	施策の検討に向け、第6条(施策の基本方針)に「学識経験者、 利用者代表及び労働者代表による公契約条例審議会の設置」を規定してほしいです。 (同様の意見が他に1件)	△	基本理念を実現するための施策の推進に当たり、具体的にどのような取組を実施するかについては、社会経済状況の変化も踏まえつつ、契約の履行により提供される区民サービスの質が確保されるよう、働く方々や事業者の意見も聴きながら検討してまいります。

【取扱いの凡例】◎:条例(案)に意見を反映する。○:条例(素案)に入っている。△:施策の推進に当たって参考にする。□:意見・要望としてお聞きする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
6	労働報酬下限額について	公契約条例は、関係する人全てにメリットのある条例でなければならないと思います。それには、賃金下限額の明記が必要不可欠だと考えます。	△	この条例は、建設工事に限らず、区が締結する売買、貸借、請負その他の契約を対象としています。 労働条件は、原則として、法令や基準を踏まえて労使間で決定すべきものであると考えています。 葛飾区においては、公契約に係る基本理念や基本方針について定める条例を制定し、この条例に基づき、既存の制度の見直し及び新たな制度の導入を検討し、推進することとしました。 具体的にどのような取組を実施するかについては、社会経済状況の変化も踏まえつつ、契約の履行により提供される区民サービスの質が確保されるよう、働く方々や事業者の意見も聴きながら検討してまいります。 なお、法令違反などの事例について、区に通報等があった場合には、中小企業庁や労働基準監督署といった所管省庁や相談窓口につなぐなど、適切に対処していきます。
7		建設業は危険な仕事、大変な仕事であり、業界の未来のためにも、それに見合った賃金の下限額を約束してもらえるとありがたいです。また、定期的な懇談で区民の意見を聴いてほしいです。 (同様の意見が他に2件)		
8		建設労働組合では、建設従事者の労働環境及び賃金問題について課題として取り組んでいました。 今回の条文には賃金の記載がないので、条例ができた後も、組合の意見も取り入れながら運営していただきたいです。		
9		条例の制定はよいことです。 自治体で独自に最低賃金を定めることは今後もしないでください。 事業者の負担が増え、受注もしにくくなります。事業者の体力が失われます。賃金が下がる高賃金労働者が出ます。		
10	その他	素案について、丁寧かつ詳細な説明を賜りたく、説明会などの開催を要望します。 上記説明等を受けて、事業者等として意見を提出する機会を頂きたいです。	□	条例については皆様に周知してまいります。 具体的にどのような取組を実施するかについては、社会経済状況の変化も踏まえつつ、契約の履行により提供される区民サービスの質が確保されるよう、働く方々や事業者の意見も聴きながら検討してまいります。